

議案第17号

つくばみらい市水道法施行条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道法施行条例（平成25年つくばみらい市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

技術士法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市水道法施行条例(平成25年つくばみらい市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は,次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。)であって,1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は,次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって,1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>